

議案第 1 1 号

京田辺市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

京田辺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 2 0 日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、補償基礎額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年京田辺市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（平成11年法律第156号）」を削る。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440」を「12,500」に、「13,320」を「13,350」に、「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の京田辺市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた京田辺市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

京田辺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案				現 行				改正理由
別表 補償基礎額表（第5条関係） (単位：円)				別表 補償基礎額表（第5条関係） (単位：円)				補償基礎額の引上げ
階級	勤務年数			階級	勤務年数			
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上		10年未満	10年以上20年未満	20年以上	
団長及び副団長	12,500	13,350	14,200	団長及び副団長	12,440	13,320	14,200	
分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500	分団長及び副分団長	10,670	11,550	12,440	
部長、班長及び団員	9,100	9,950	10,800	部長、班長及び団員	8,900	9,790	10,670	
備考 1及び2 (略)				備考 1及び2 (略)				